

■相続税とは？

人が亡くなった場合、その人が持っていた財産の所有者がいなくなってしまうため、親族などが財産を引き継ぐ必要があります。

亡くなった人の財産を親族が引き継ぐことを「相続」といい、亡くなった人のことを「被相続人」、財産を引き継ぐ親族のことを「相続人」といいます。

相続税とは、相続人が引き継いだ財産に対して課税される税金のことです。

■相続税の納税義務者

(1) 相続税がかかるケースとは？

被相続人から相続人たちが相続により取得した財産の合計額が一定の基礎控除を超える場合、相続税が課税されます。

財産の合計額が基礎控除以下であれば、相続税は課税されず、税務署に相続税申告書を提出する必要もありません。

相続税はこの基礎控除が大きいいため、相続税を支払う人は一部の方に限定されます。

(2) 相続税の基礎控除の求め方

相続税の基礎控除は以下の算式で計算します。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の人数}$$

例えば法定相続人の人数が3名の場合、基礎控除は4,800万円になります。

このケースでは、財産が4,800万円以下であれば相続税はゼロ円であり、かつ申告の必要もありません。

■法定相続人とは

基礎控除を計算する際に「法定相続人」の人数を求める必要があります。

法定相続人とは、民法で定められた相続人のことをいい、被相続人の財産を相続する権利があります。

法定相続人の人数は、「配偶者+配偶者以外の血族」の合計になります。

(1) 配偶者

被相続人の配偶者は常に法定相続人になります。

ただし、内縁の妻のように一緒に生活しており事実上は婚姻関係にあるものの、婚姻届けが未提出であるために法律上配偶者ではない人は法定相続人になれません。

(2) 配偶者以外の血族

配偶者以外の血族とは、「子」、「直系尊属」、「兄弟姉妹」のことを指しますが、全員が法定相続人になるわけではありません。配偶者以外の血族には優先順位があり、以下の順位で法定相続人になります。

第1順位：被相続人の子

↓

第2順位：被相続人の直系尊属（父母や祖父母など）

↓

第3順位：被相続人の兄弟姉妹

第2順位の相続人は、第1順位の子がいないときに相続人になります。

第3順位の相続人は、第1順位の子も、第2順位の直系尊属もいないときに相続人になります。

(3) 代襲相続

第1順位の子と第3順位の兄弟姉妹には「代襲相続」という制度があります。代襲相続とは、被相続人が亡くなる前に相続人が死亡している場合に、その相続人の子や孫が相続人となる制度です。

ただし、第1順位の子の代襲相続は、その相続人の子、孫、ひ孫というように下の代まで相続の権利が移っていきますが、第3順位の兄弟姉妹についてはその相続人の子（被相続人の甥と姪）までしか代襲相続は認められません。

■相続税額早見表

今相続が発生した場合に、いくら相続税額がかかるのか、以下の表にまとめてみました。

(1) 配偶者がいる場合

課税価格 \ 相続人	配偶者と子 1 人	配偶者と子 2 人	配偶者と子 3 人
5,000 万円	40 万円	10 万円	0
7,000 万円	160 万円	112 万円	80 万円
1 億円	385 万円	315 万円	262 万円
1 億 5,000 万円	920 万円	747 万円	665 万円
2 億円	1,670 万円	1,350 万円	1,217 万円
2 億 5,000 万円	2,460 万円	1,985 万円	1,800 万円
3 億円	3,460 万円	2,860 万円	2,540 万円

(2) 配偶者がいない場合

課税価格 \ 相続人	子 1 人	子 2 人	子 3 人
5,000 万円	160 万円	80 万円	20 万円
7,000 万円	480 万円	320 万円	220 万円
1 億円	1,220 万円	770 万円	630 万円
1 億 5,000 万円	2,860 万円	1,840 万円	1,440 万円
2 億円	4,860 万円	3,340 万円	2,460 万円
2 億 5,000 万円	6,930 万円	4,920 万円	3,960 万円
3 億円	9,180 万円	6,920 万円	5,460 万円

※課税価格は基礎控除を差し引く前の金額

※配偶者がいる場合、財産を法定相続分で分け、配偶者控除を適用

※配偶者控除とは、被相続人の配偶者が遺産分割などにより取得した遺産額が、①1 億 6,000 万円又は②配偶者の法定相続分相当額のどちらか多い金額までは、配偶者に相続税はかからないという制度です。

■相続税の申告と納税の概要

(1) 申告書の作成と提出

相続税の申告は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内に行うことになっています。1 月 15 日に被相続人が死亡した場合、11 月 15 日が申告期限になります。

申告書は納税者自らが作成しなければなりません。ただし、相続税申告書の作成は複雑な

ため、一般的には納税者である相続人が税理士に申告書の作成を依頼し、税理士が納税者に代わって申告書を作成し、税務署に提出します。

相続人が複数いる場合、申告は相続人ごとに行うこともできますが、通常は全員連名の申告書の一つを作成し、それに相続人全員が押印して申告します。

申告書の提出先は、被相続人の住所地を所轄する税務署です。財産を取得した相続人の住所地を所轄する税務署ではありません。

(2) 相続税の納税

相続税の納税も 10 か月以内に行います。10 か月以内であれば、申告書提出日と納税日が同日である必要はありません。

相続税の申告書は通常一つになりますが、納付書は相続人ごとに作成し、各自で納税します。

一般的には金融機関で納税します。税金は金銭で一括して納めるのが原則です。

■申告要否に関するよくある勘違い

(1) 基礎控除以下であるが、申告が必要である場合

相続財産の課税価格が基礎控除以下となる場合は、相続税の申告は必要ありません。ただし、「小規模宅地等の特例」という制度を使って初めて基礎控除以下になる場合には、期限内に申告する必要があります。

(2) 配偶者控除で納税がゼロになる場合

相続財産が 1 億 6,000 万円以下である場合、財産をすべて配偶者が取得すれば、配偶者控除を適用することで納税額がゼロになります。納税額はゼロになりますが、配偶者控除を適用するためには、期限内に申告する必要があります。

(3) 基礎控除を超えているが、申告不要となる場合

相続税には「未成年者控除」、「障害者控除」という税額控除があります。

相続財産が基礎控除を超えた場合相続税額を計算しますが、税額控除はその相続税額から一定の金額を差し引くことができます。

相続財産が基礎控除を超えたとしても、未成年者控除などを適用することで納税額がゼロになる場合には、申告する必要はありません。